

- 効率的かつ安定的な農業経営が農業構造の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業者が市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定する制度として、平成5年に「認定農業者制度」を創設。
- 認定農業者数は、21.7万経営体、うち法人は年々増加し 2.9万経営体（令和6年3月末現在）。

○農業経営改善計画の作成

農業者自らが、5年後の目標とその達成のための取組内容を記載

【記載事項】

- ・経営改善の方向
（年間農業所得の現状と目標、年間労働時間の現状と目標等）
- ・経営規模の拡大に関する目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積等）
- ・生産方式の合理化の目標（例：機械・施設の導入、ほ場連担化、新技術の導入等）
- ・経営管理の合理化の目標（例：複式簿記での記帳等）
- ・農業従事の様態等に関する改善の目標（例：休日制の導入等）等

※農業用施設の整備に関する事項（施設の種類、規模、所在等）を記載することも可能

【認定要件】

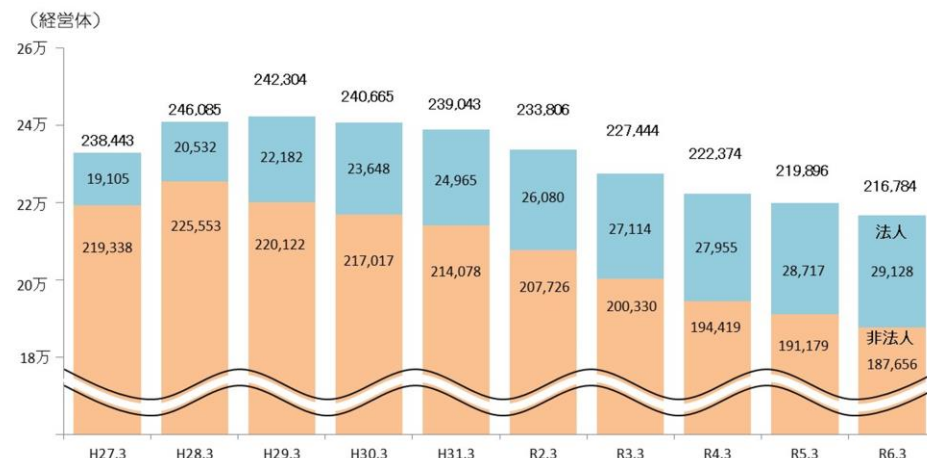
- ・市町村基本構想に照らして適切なものであるか（目標所得を目指すものとなっているかどうか）
 - ・農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであるか
 - ・達成される見込みが確実であるか
- <農業用施設の整備に際して農地転用の許可を要する場合>
- ・農地転用許可基準を満たしているかどうか

市町村等（※1）へ申請

市町村等（※1）が認定

認定農業者

○認定農業者数の推移



資料：農林水産省経営局経営政策課調べ

注：特定農業法人で認定農業者とみなされている法人を含む。

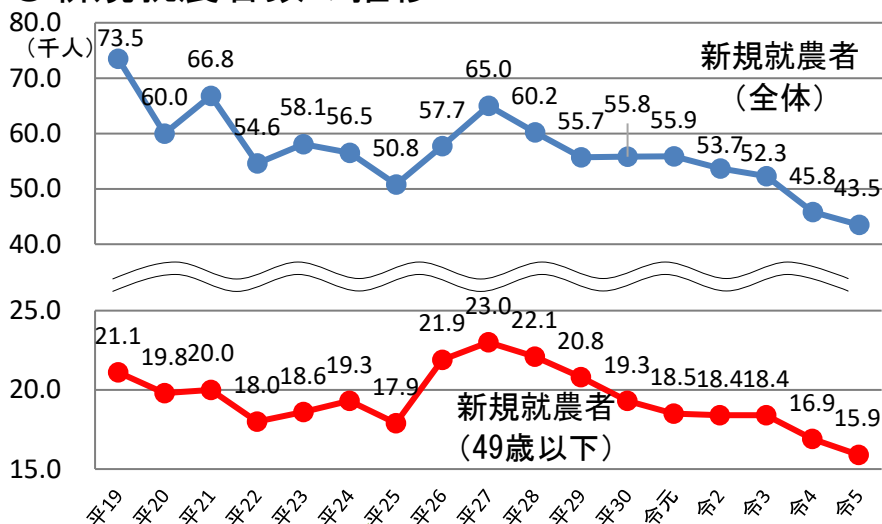
○認定農業者に対する主な支援措置

経営所得安定対策	ゲタ対策、ナラシ対策※
融 資	スーパーL資金及び農業近代化資金
税 制	農業経営基盤強化準備金制度
農業者年金	農業者年金の保険料支援
農地転用	農地転用手続のワンストップ化

※ ゲタ対策とは麦・大豆等のコスト割れの補填、ナラシ対策とは米・麦・大豆等の収入減少に対するセーフティネットのこと。

- 我が国において高齢化・人口減少が本格化する中で、将来の担い手の確保・育成を図り、世代間のバランスのとれた農業構造にしていことが重要。
- 将来の担い手として期待される40代以下の就農者は、近年は1万6～8千人前後で推移。また、雇用の受け皿としても期待される法人経営体は増加傾向で推移し、令和6年に33,400法人。

○新規就農者数の推移



農の雇用事業 (現: 雇用就農資金) 創設

青年就農給付金 (現: 就農準備資金・経営開始資金) 創設

資料: 農林水産省「新規就農者調査」

○49歳以下の就農(希望)者に対する主な支援策

経営発展支援事業

都道府県が認定新規就農者に対して機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援(国費上限500万円)。

世代交代円滑化タイプ

円滑な経営継承・経営発展に向け、機械・施設等の導入・修繕・移設・撤去や、法人化や専門家の活用等の取組を支援(国費上限600万円)。

就農準備資金(※1)

研修期間中の研修生に対して、12.5万円/月(150万円/年)を最長2年間交付。

経営開始資金(※1)

独立・自営する認定新規就農者に対して、12.5万円/月(150万円/年)を最長3年間交付。

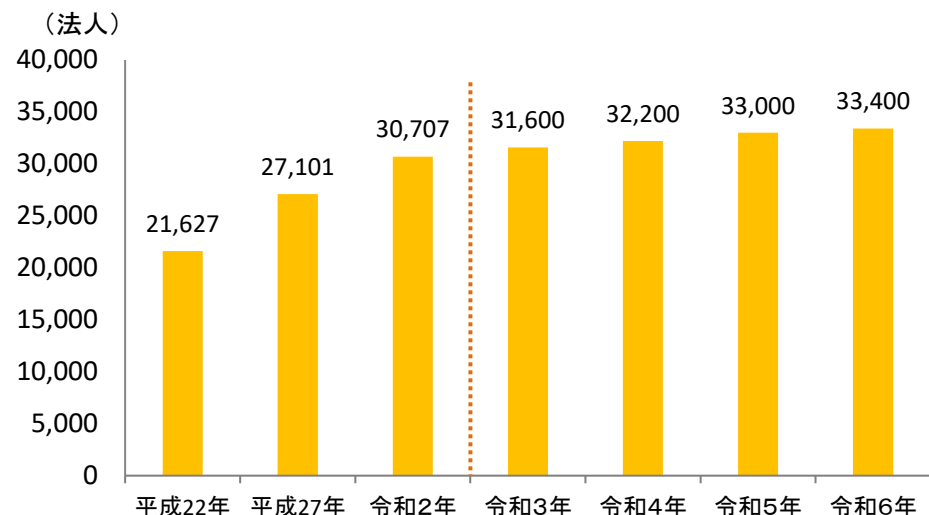
雇用就農資金(※2)

49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して、60万円/年を最長4年間助成。

※1 令和3年度以前の「農業次世代人材投資資金(準備型・経営開始型)」

※2 令和3年度以前の「農の雇用事業」

○法人経営体数の推移



資料: 農林水産省「農林業センサス」(平成22年～令和2年)、「農業構造動態調査」(令和3年～令和6年)
注: 令和3～令和6年の数値は農業構造動態調査の結果で、標本調査により把握した推計値

○法人化に対する主な支援策

農業経営・就農サポート推進事業

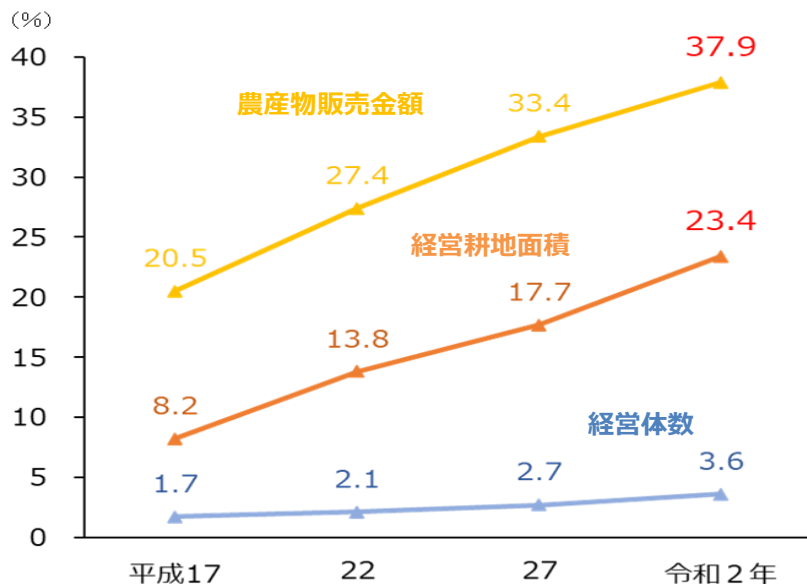
都道府県が整備する農業経営・就農支援センターによる農業者の課題解決(法人化等)に必要な助言等を実施。

集落営農連携促進等事業

集落営農の連携・合併に向けたビジョンを策定する組織の法人化を支援(定額25万円)。

- 農業法人の重要性が増す中、その経営基盤の強化を図るため、経営管理能力の向上の取組を推進する必要。
- また、企業の農業参入は、平成21年の農地法改正により、企業への農地リースが全面自由化され、約4千以上の法人が参入。
- 一方、令和7年3月末までに策定された地域計画により、10年後に有効利用される見込みのない農地が多く存在することが明らかになり、その解消には、他地域の農業法人や異業種の企業の参入をより一層促進していく必要。

○農業生産に占める法人等のシェア



資料：農林水産省「農林業センサス」

○経営基盤強化に対する主な取組

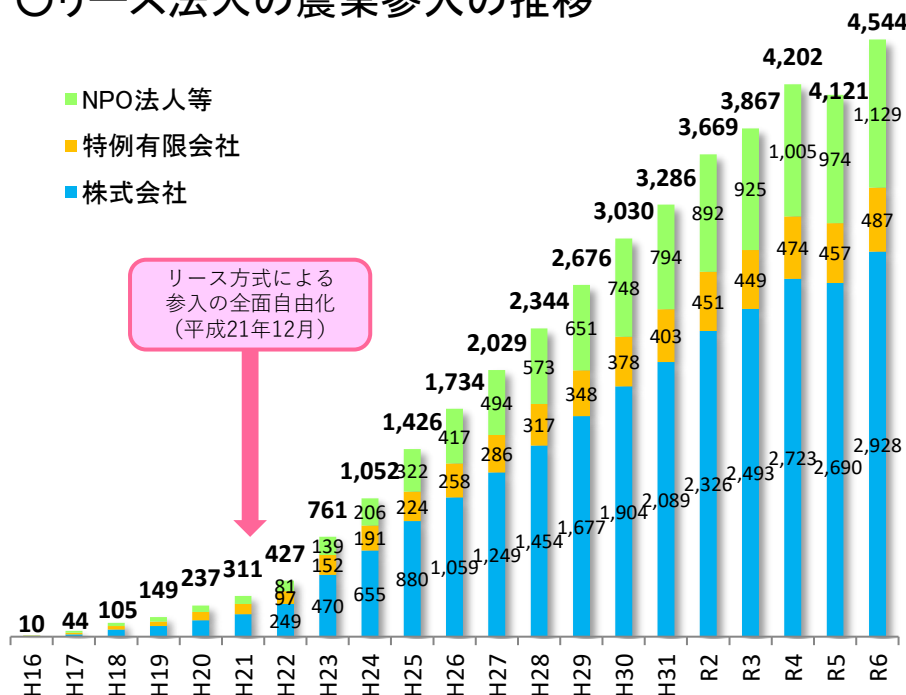
経営発展・就農促進委託事業

農業者の経営管理能力の向上に資する、農業経営人材を育成する研修プログラム、農業経営の法人化支援システムの研究・開発等を実施。

農業経営人材の育成に向けた官民協議会

令和6年6月に農業関係団体や士業団体を構成員とする官民協議会を設置し、農業者の経営管理能力の向上等の取組を推進。

○リース法人の農業参入の推移



農業会計ルール普及・利用拡大検討委員会

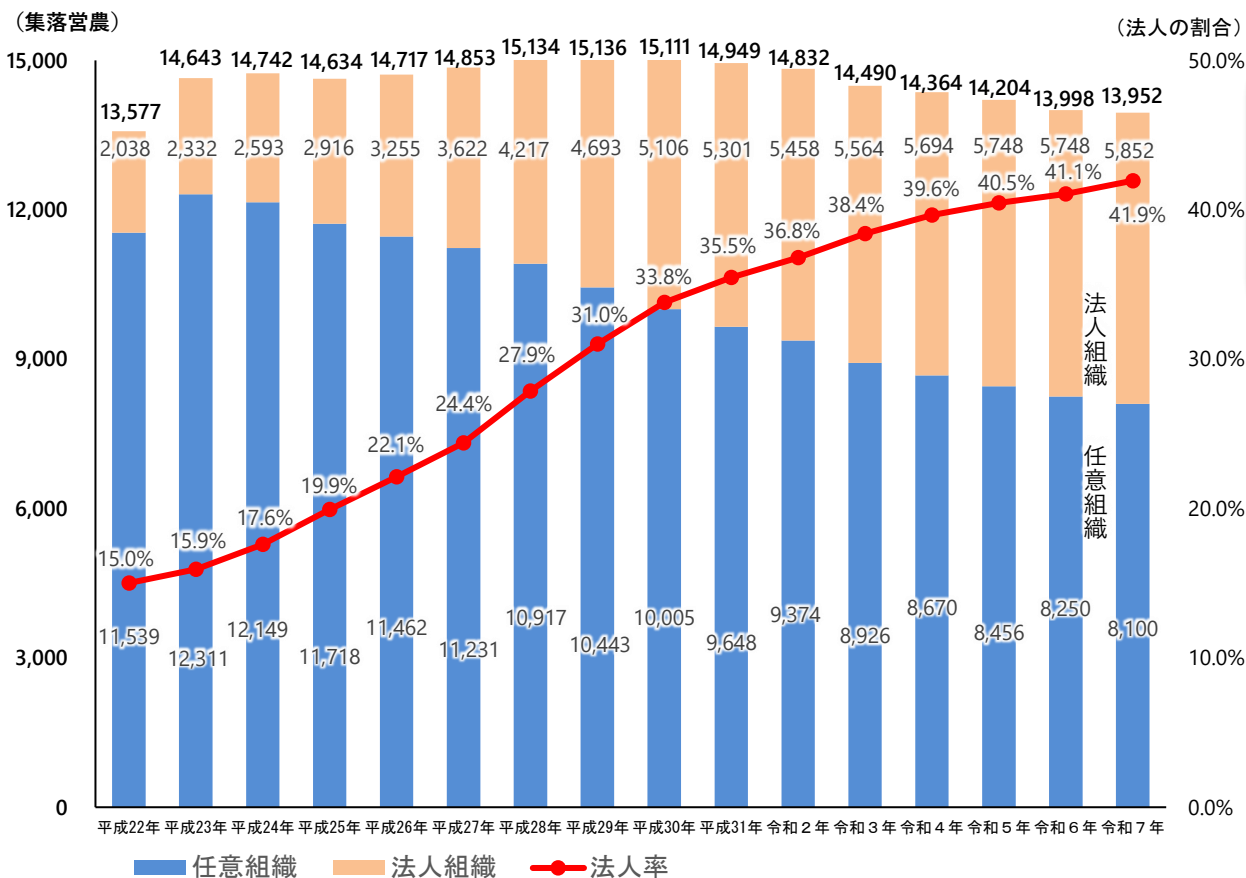
令和7年6月に税理士、公認会計士の団体や民間金融機関等から構成される検討会を設置し、透明性の高い農業会計ルールの普及・利用拡大を推進。

経営発展計画制度

農地所有適格法人の出資に関する要件を見直し、取引実績を有する食品企業などによる農業参入を促進。

- 集落営農数は平成29年をピークに減少傾向で推移。一方、法人の割合は年々増加し4割を超え、令和7年は前年から0.8ポイント増加。
- 任意組織は、新設がある一方で解散等による減少もあり、近年は減少傾向。

○集落営農数の推移



集落営農の構成員の高齢化等が進む中
・先進的技術の知見や多様な発想による新たな取組の展開
・組織運営に不可欠な経営基盤の強化など適切な農地利用と農業の持続的な発展を図る必要。



集落営農連携促進等事業

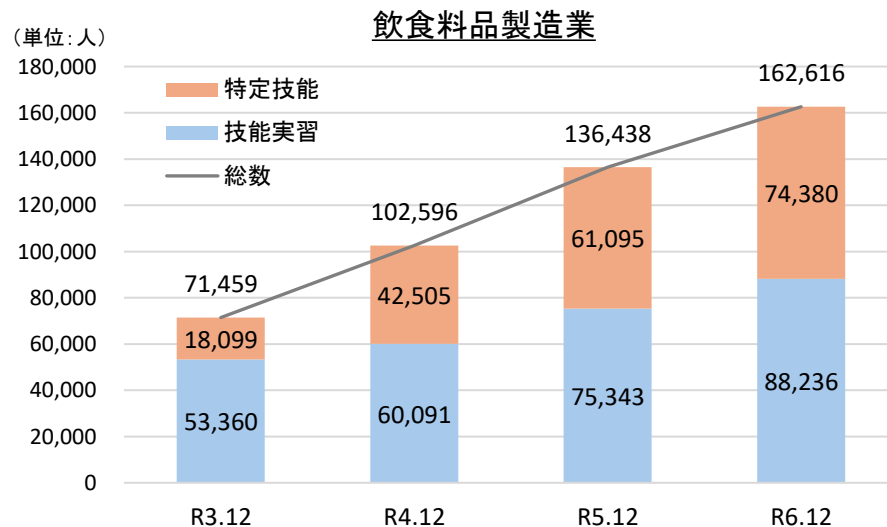
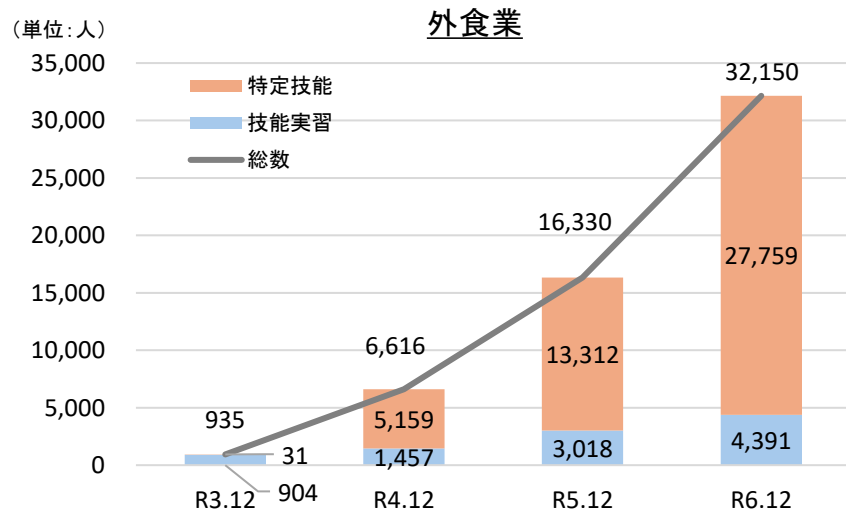
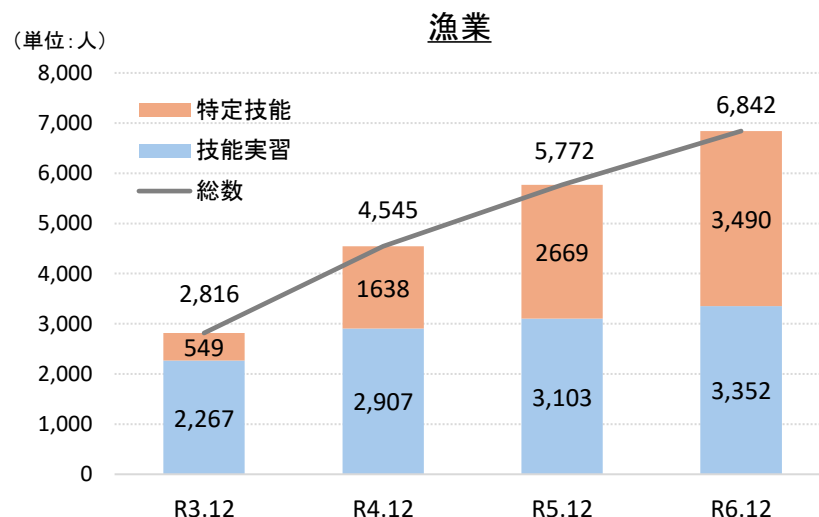
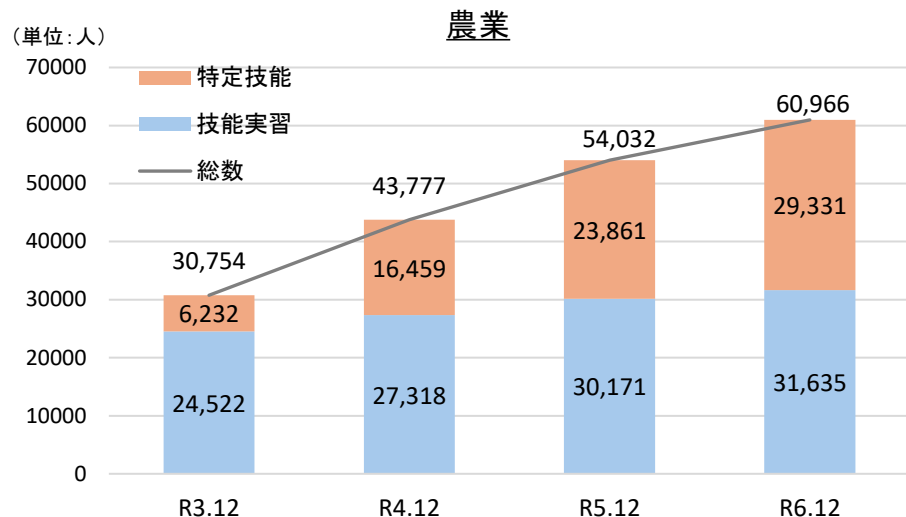
集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた人材の確保、収益力向上に向けた取組、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立など、地域の状況を踏まえて総合的に支援。

資料: 集落営農実態調査(各年2月1日現在)

※令和6年能登半島地震の影響により調査を実施していない石川県の6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)の集落営農については、令和6年の調査結果には含めていない。

○ 外国人材については、農業(60,966人)、漁業(6,842人)、外食業(32,150人)、飲食料品製造業(162,616人)の受入れとなっている。

※令和6年12月末時点



資料：出入国在留管理庁「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数」及び出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」を基に農林水産省及び水産庁で作成

○ 農林水産業・食品産業分野の外国人材受入れの仕組みとして、実習目的の「技能実習制度」と就労目的の「特定技能制度（平成31年4月創設）」がある。

○技能実習制度と特定技能制度の比較について

		技能実習制度 (技能実習法)	特定技能制度 (出入国管理及び難民認定法)
在留資格		「技能実習」 ➤ 実習目的	「特定技能 1 号」、「特定技能 2 号」 ➤ 就労目的
在留期間		最大で最長 5 年 1 年目 技能実習 1 号 ↓ (技能評価試験 (初級) を受検・合格) 2・3 年目 技能実習 2 号 ↓ (技能評価試験 (専門級) を受検・合格) ※実習開始前に 1 ヶ月以上の帰国が必要 4・5 年目 技能実習 3 号 (技能実習期間中は原則帰国不可)	「特定技能 1 号」：通算 5 年 (1 年を超えない範囲の在留期間を更新) 「特定技能 2 号」：上限なし (3 年、1 年又は 6 月の在留期間を更新) ※在留期間中の帰国可
従事可能な業務の範囲	農業関係	・耕種農業：「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・畜産農業：「養豚」「養鶏」「酪農」	<1号> ・耕種農業全般 ・畜産農業全般 <2号> + 当該業務に関する管理業務 (現場リーダー、農場長など)
	漁業関係	・漁船漁業：「かつお一本釣り漁業」「延縄漁業」「いか釣り漁業」「まき網漁業」等 ・養殖業：「ほたてがい・まがき養殖」	<1号> ・漁業全般 ・養殖業全般 <2号> + 当該業務に関する管理業務 (現場リーダー、養殖長など)
	食品産業関係	・「缶詰巻締」「食鳥処理加工業」「パン製造」「水産練り製品製造」「そう菜製造業」等 ・「医療・福祉施設給食製造」	<1号> ・飲食料品製造業全般 (酒類を除く) ・外食業全般 <2号> + 当該業務に関する管理業務 (部門長、ライン長など) + 店舗経営 (店長、エリアマネージャーなど)
技能水準※		—	「特定技能 1 号」：相当程度の知識又は経験が必要とする技能 「特定技能 2 号」：熟練した技能
日本語能力の水準※		—	「特定技能 1 号」：ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本 「特定技能 2 号」：日本語能力試験N3以上 (漁業・外食業分野のみ)
外国人材の受入れ主体 (雇用主)		実習実施者（農業者等）	・農業経営体、漁業経営体、 飲食料品製造事業者、外食事業者 ・派遣事業者（農業・漁業分野のみ）

※ 業所官省庁が定める試験等により確認。ただし、1号については、技能実習（3年）を修了した者は試験を免除。

○特定技能制度による受入れ

分野	5年間の受入れ 上限数※1	受入れ 人数※2
農業	78,000人	29,331人
漁業	17,000人	3,490人
飲食料品製造業	139,000人	74,538人
外食業	53,000人	27,864人
林業	1,000人	—
木材産業	5,000人	—

※1:令和6年4月～令和11年3月末までの5年間

※2:令和6年12月末時点（速報値）

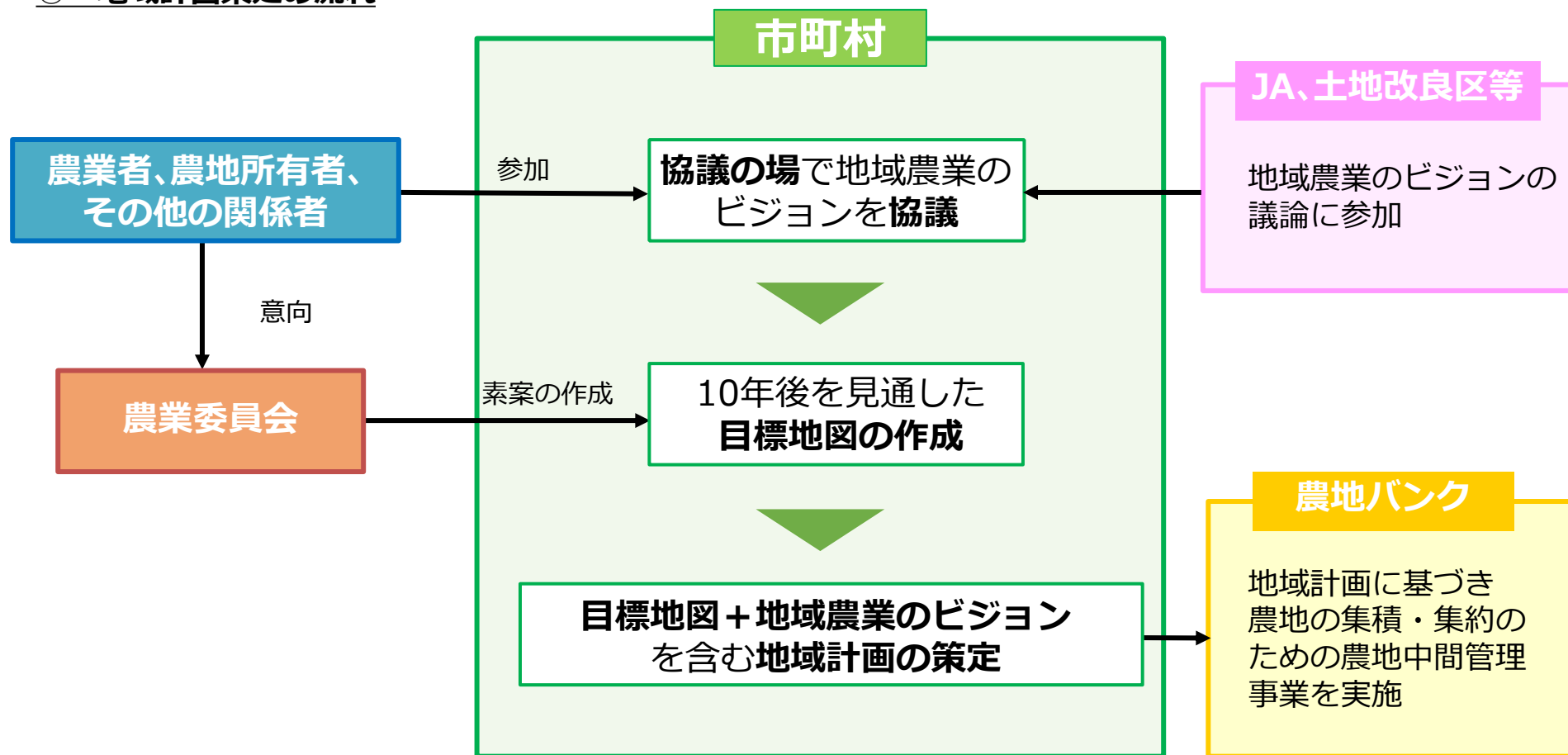
※3:林業及び木材産業については、令和6年3月に「特定技能1号」の対象分野に追加され、同年9月に関係省令等が整備されたばかりであるため、令和6年12月末時点では受入れがない。

○育成就労制度の創設

- ・人材育成を通じた国際貢献を目的とする技能実習制度から、特定技能1号水準の人材育成と確保を目的とする育成就労制度へ改正（令和6年6月14日成立）。
 - ・施行は3年以内で政令で定める日。

- 基本構想を作成している市町村は、地域における農業の将来の在り方等について、協議の場を設け、協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「地域計画」を策定
- 地域計画は、令和7年3月末までに全国約1万9千地区で策定

○ 地域計画策定の流れ

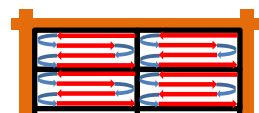


○ 区画の拡大、排水改良、用排水路の整備等により、農作業の機械化・省力化が図られ、稲作労働時間、米の生産コストともに減少。

○農地の大区画化



○自動走行農機等の活用を可能にする区画整理



小区画：ターン12回

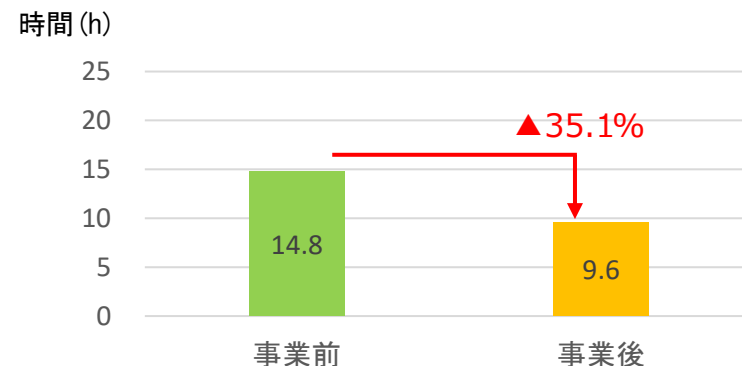


大区画：ターン7回

— 直線(自動) — ターン(手動)

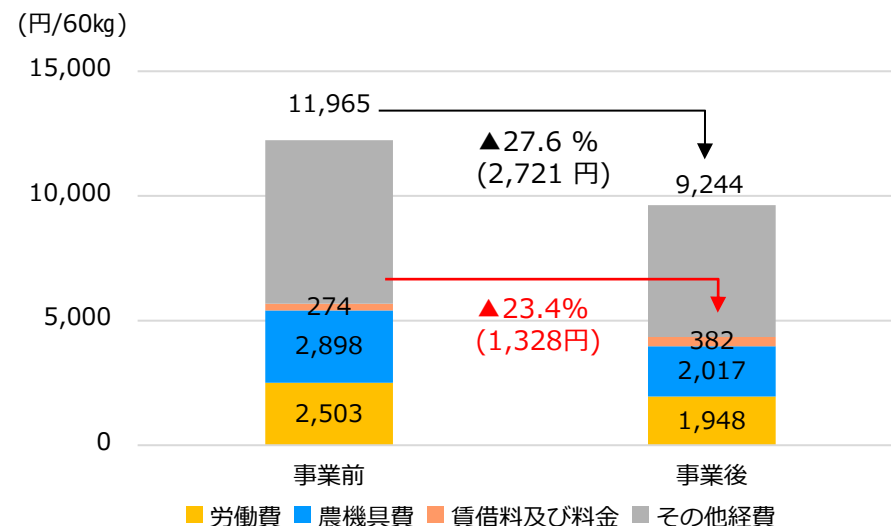
長辺をより長くした大区画ほ場の整備により、ターン回数を減らし、自動走行農機を効率的に運用

○10a当たりの稲作労働時間の変化



資料：令和3年度～令和5年度完了地区のうち、大区画化地区（回答があった58地区）における担い手聴取調査（農林水産省農地資源課）に基づき作成

○60kg当たりの米の生産コストの変化



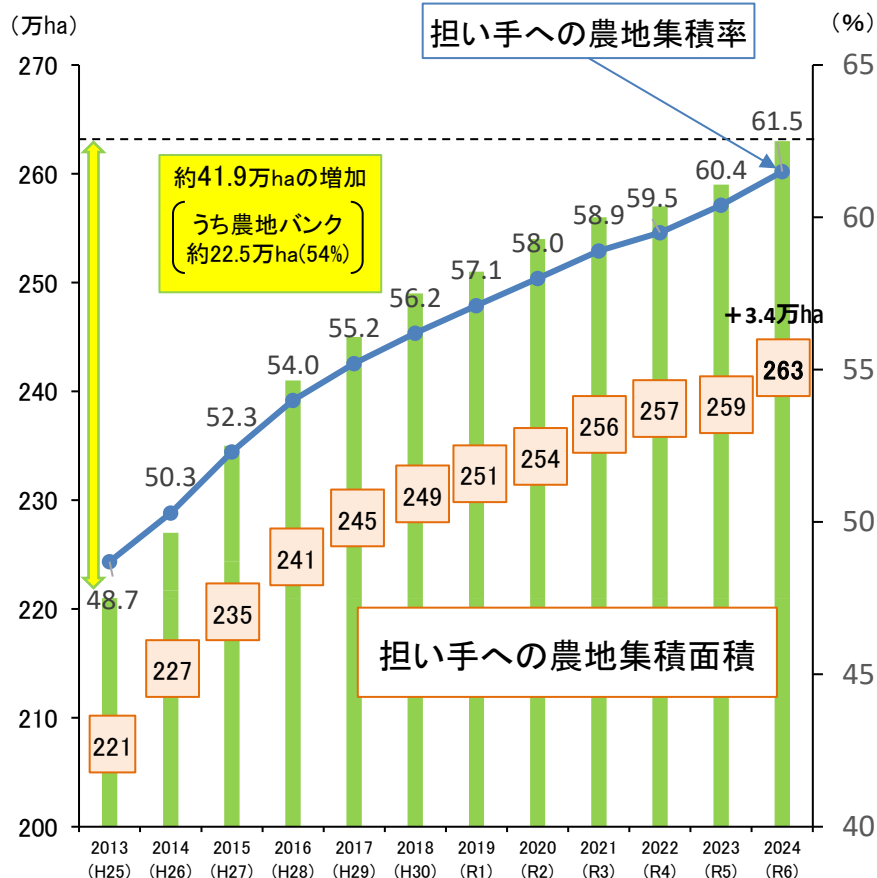
資料：令和3年度～令和5年度完了地区のうち、大区画化地区（回答があった61地区）における担い手聴取調査（農林水産省農地資源課）

○ 農地バンク(農地中間管理機構)が創設されたH26年以降、担い手への農地集積面積は増加。2024年度は3.4万ha増加し、そのシェアは61.5%となった。

○ 農地バンクによる集積面積は、約22.5万haと新規集積面積全体の約5割強。

○担い手への農地集積面積とシェア

目標 2030年度に 7 割



※ 上記の集積面積は、所有地・借入地・特定農作業受託地から構成 (年度末)

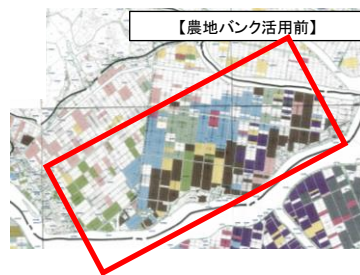
農業の将来の在り方を踏まえた農地の集約化

おおさとちようかすかわ

(宮城県大郷町粕川地区)

取組の概要

- ① 宮城県農地バンクの現地コーディネーターは、**農業委員会と連携し**、担い手の意向を取りまとめ、農業生産の効率化に重点を置いた**集約化方針**を決定。
- ② 担い手を含めた地域の農業者等は、この方針を基に、農地の集約化に向けた話し合いを行うとともに、賃料の統一の合意を経て農地交換を実施。
- ③ 4経営体が農地23筆を交換した等により、担い手1経営体あたりの**平均団地数が10団地から6団地**、**生産コストが約1割削減**。



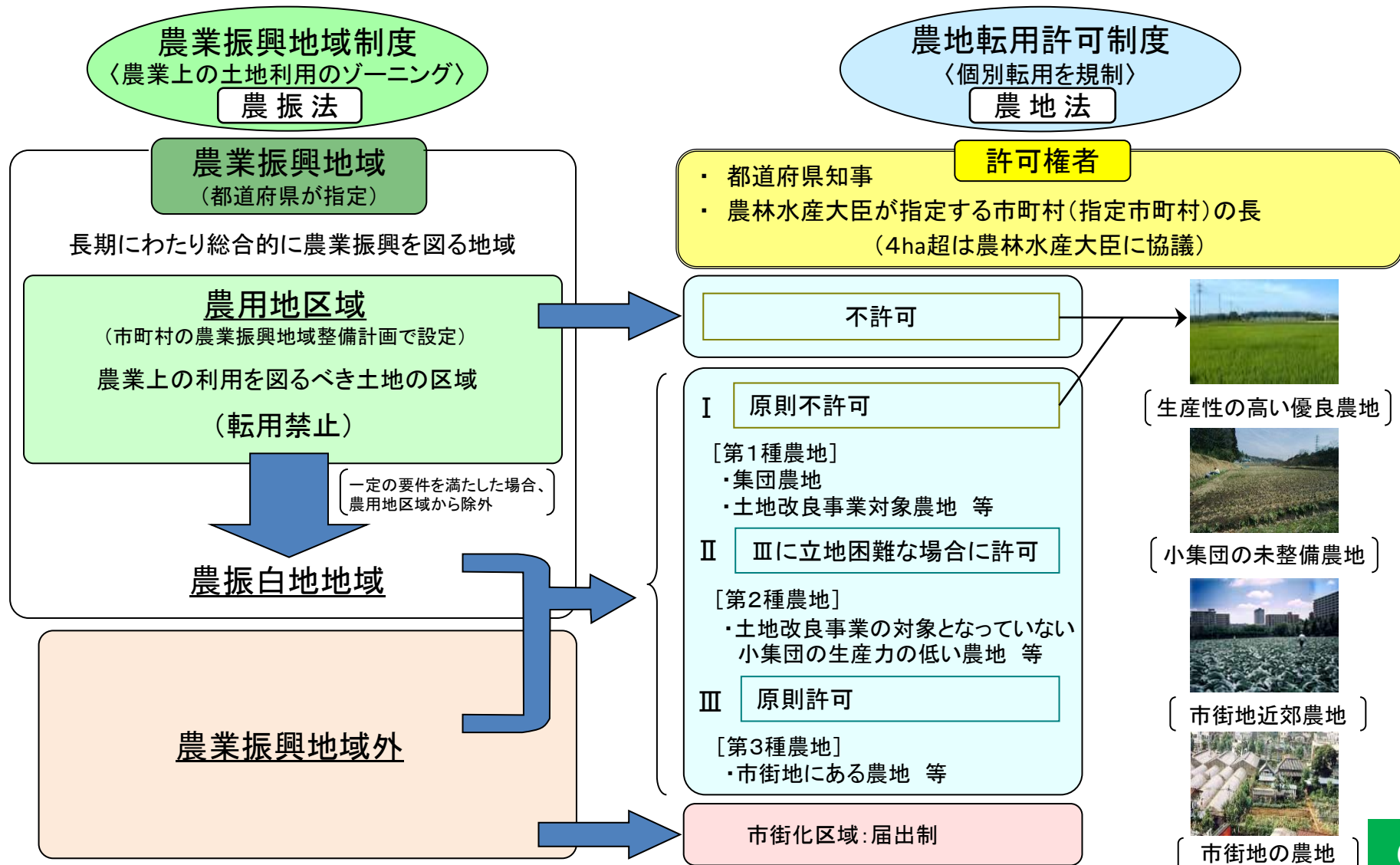
- → 法人経営体F
- → 法人経営体G
- → 法人経営体H
- → 法人経営体I
- → 法人経営体J
- → 法人経営体K

取組の効果

○担い手の平均団地数 : 9.6団地 → 6.4団地

○生産コスト : 852千円/ha → 772千円/ha (▲9.4%)

- 農地は、国民に対する食料の安定供給のための資源であり、必要な農地を確保することが重要。一方で、農村地域での転用需要にも適切に対応する必要。
- このため、農業振興地域制度において、市町村が農業上の利用を確保すべき土地を農用地区域として指定し、農地転用を禁止するとともに、農地転用許可制度において農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の支障が少ない農地に誘導。

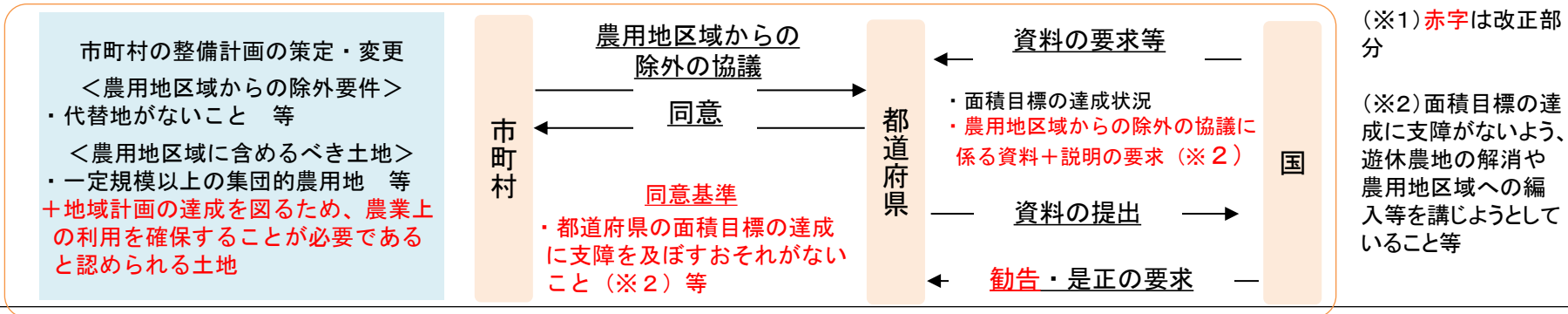


- 国内の農業生産の基盤である農地の確保や農地を適切かつ効率的に利用する者による農地利用の促進に向けて農振法、農地法、基盤法を改正して必要な措置を講じた。

法律の概要

1. 農業振興地域の整備に関する法律の改正

- 農地の確保のための措置の整備 (第5条の2、第10条第3項、第13条第2項、第5項及び第6項) 等



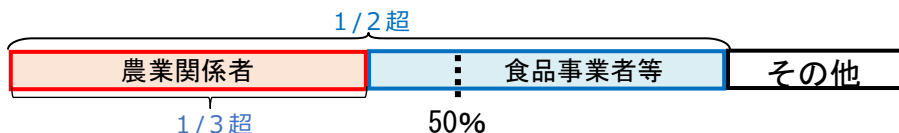
2. 農地法の改正

- 農地転用に係る手続の厳格化
 - 不適切な転用を防止するため、農地転用の許可を受ける者が定期報告を行う仕組みを構築 (第4条第7項及び第5条第3項)
- 農地の適正かつ効率的な利用の確保のための措置の整備 等
 - 農地の権利取得の許可要件の例示として、農作業に従事する者の配置の状況、農業関係法令の遵守状況を追加 (第3条第2項)

3. 農業経営基盤強化促進法の改正

- 地域における人と農地の受け皿となる法人経営体の経営基盤強化に向け、農地所有適格法人が、出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画について、農林水産大臣の認定を受けた場合に、議決権要件の特例を措置 (第3章の2等) 等

<議決権要件の特例のイメージ>

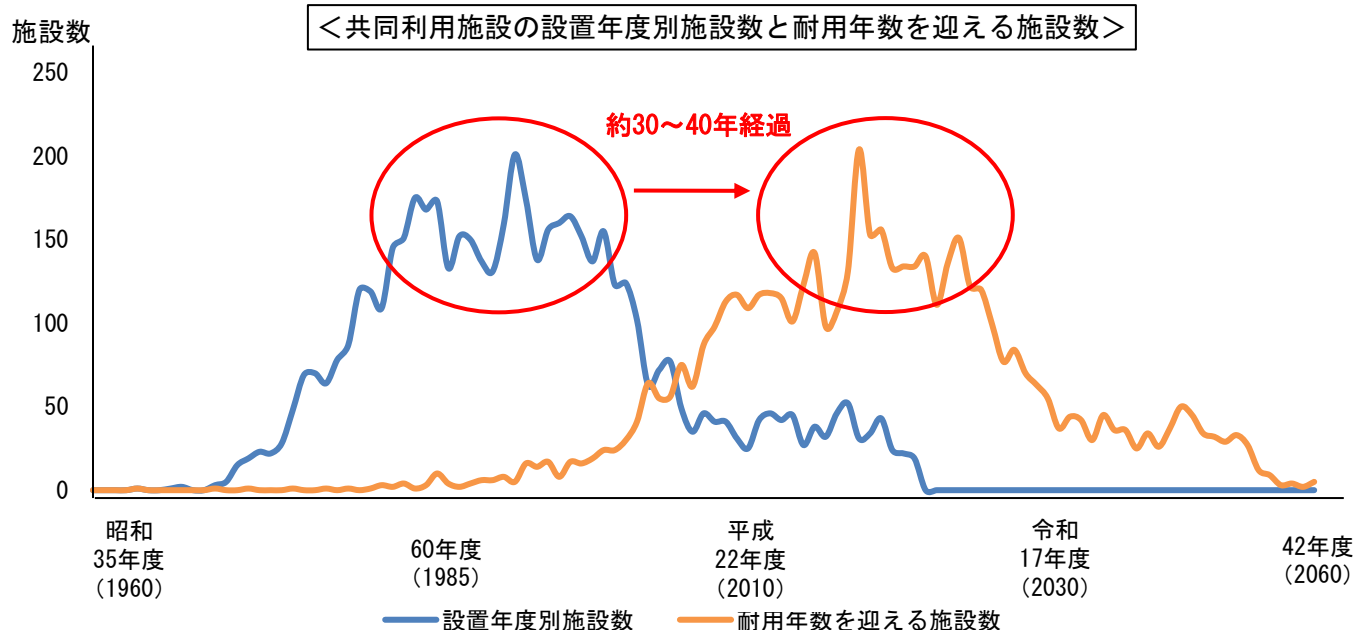


<農村現場の懸念払拭措置>

- 計画の認定要件として、地域計画に位置付けられている者であること、認定農業者としての一定の実績を有すること、農地を適正に利用する者であること等を規定 等

- 農畜産物の調整保管や、加工、流通を支える共同利用施設の耐用年数は、一般的に約30～50年である中、稼働している共同利用施設のうち、約7割※が30年以上前に設置された施設となっている。
- また、農業者の減少に伴い、施設利用者の減少による施設稼働率の低下や、経年劣化、旧式化に伴う、施設・設備の稼働経費の負担拡大及び利用者の負担の増加が発生しており、施設利用率の向上や計画的な修繕・更新等を行いつつ、共同利用施設の再編集約・合理化を進めていくことが必要。

※ JA全中（一般社団法人全国農業協同組合中央会）調べ



資料：JA全中「JAグループ共同利用施設に関する現況調査」（令和6（2024）年11月公表）を基に農林水産省作成

産地の実態を踏まえた、既存施設の役割の見直しに係る協議の実施や修繕・更新に係る計画の策定及びその実施体制の構築等を行った上で、地域計画に基づく産地の将来像の実現に向け、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を促進。



新基本計画実装・農業構造転換支援事業

老朽化した穀類乾燥貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援。